



令和7年度

市税のしおり



はじめに

皆様にご負担いただく市税は、まちづくりを進める上で最も重要な財源であり、市民の皆様にも正しくご理解いただき、納めていただくことが必要です。納めていただいた税金は、将来にわたって発展し、暮らしたいと思える都市の実現に向け、有効に使わせていただきます。

この「市税のしおり」は、税の仕組みや使いみちを紹介するものです。様々な機会にご利用いただき、市税に関するご理解とご協力をお願いします。

目次

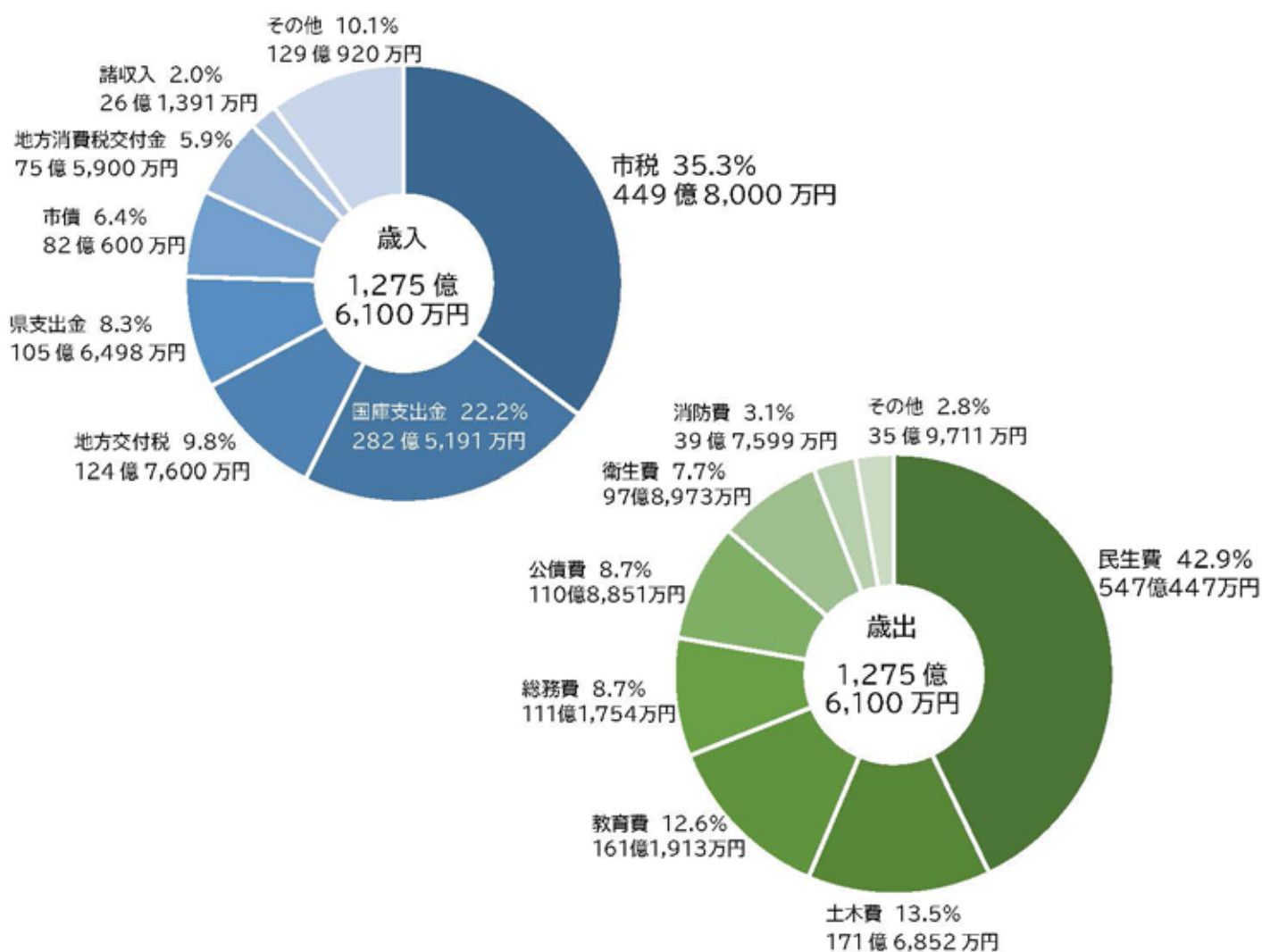
01 水戸市の市税	1
02 市税の概要	3
03 個人市民税	4
04 法人市民税	19
05 固定資産税	21
06 都市計画税	26
07 軽自動車税	27
08 市たばこ税	31
09 入湯税	32
10 市税等の納付	33
11 市税に関して不服のあるときは	37
市税等についてのお問合せ先	38

01

水戸市の市税

1 一般会計予算の歳入と歳出

令和7年度予算のうち、一般会計当初予算額は、1,275億6,100万円であり、このうち市税による収入は、449億8,000万円で全体の35.3%を占めています。



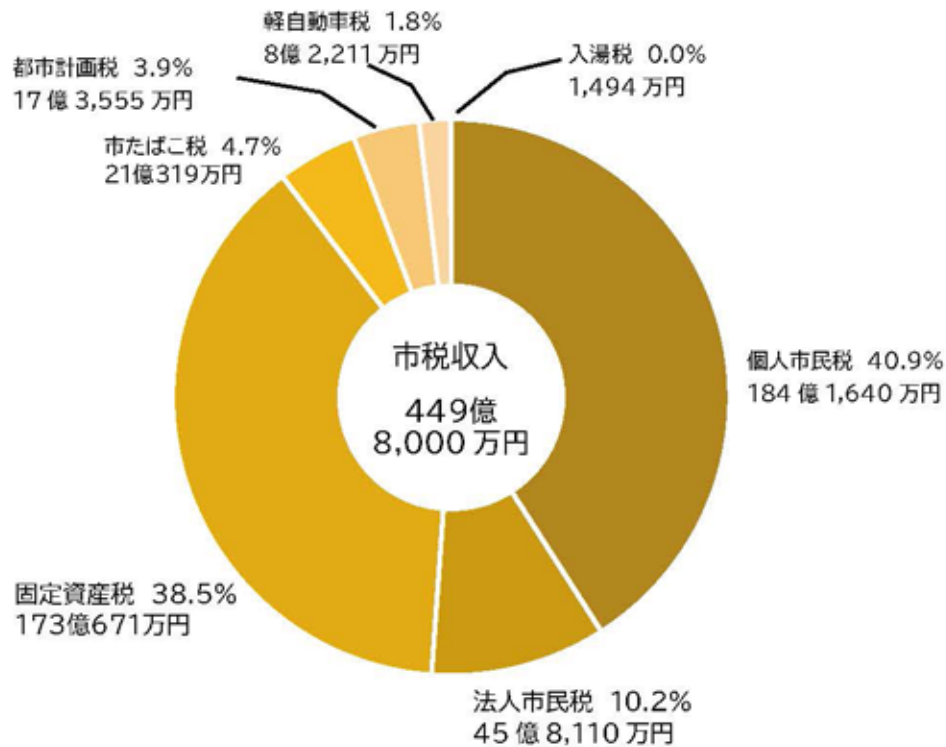
くわしく

用語の解説

- 市税……………市民税（個人・法人）や固定資産税等の税金
- 国庫支出金……………特定の事業に対する国からの負担金や補助金など
- 地方交付税……………一定水準の行政サービスを提供できるように、国から交付される交付金
- 県支出金……………特定の事業に対する県からの負担金や補助金など
- 市債……………国や銀行等からの借入金
- 地方消費税交付金……………地方消費税を財源として、人口等に応じて配分される交付金
- 諸収入……………ほかの歳入科目に該当しない収入
- その他……………使用料及び手数料、分担金及び負担金、繰入金など

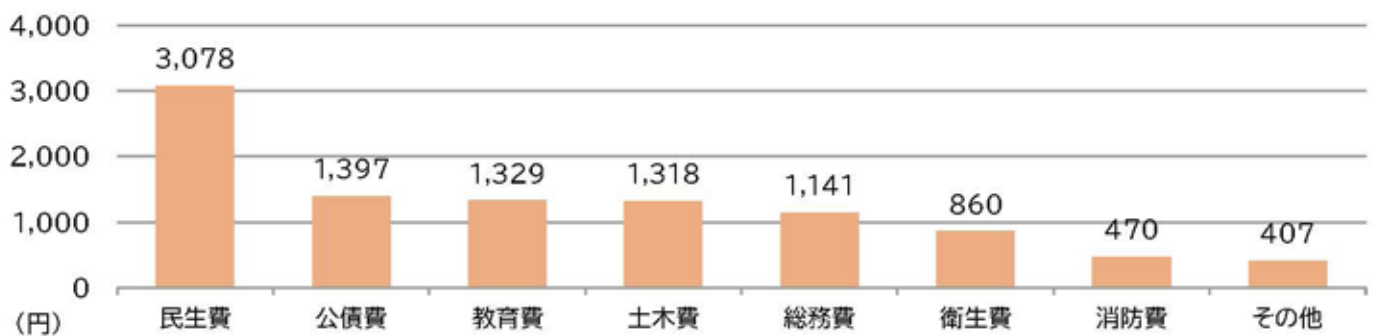
2 市税収入の内訳

令和7年度当初予算額の内訳は、市民税が個人と法人をあわせて229億9,750万円、固定資産税が173億671万円で、この2税で市税収入の約90%を占めています。



3 市税の使いみち

皆様に納めていただいている市税は、市民生活のあらゆる分野に活用しており、市税の総額を1万円に換算して表すと、下図のようになります。



※令和7年度当初予算に占める一般財源の割合により配分

くわしく 「〇〇費」ってどんなもの？

- 民生費……………社会保障費、福祉施設の整備運営等の経費
- 公債費……………公共施設の整備等の財源として借入れた市債の返済経費
- 教育費……………小・中学校の整備運営、生涯学習、スポーツ振興等の経費
- 土木費……………道路、公園、市営住宅等の整備や維持管理経費
- 総務費……………市の行政運営、市民センター、防災対策、収税、選挙等の経費
- 衛生費……………健康診査や予防接種、ごみの収集・処理等の経費
- 消防費……………消火や救急等の経費
- その他……………議会費、労働費、農林水産業費、商工費など

02

市税の概要

1 市税の種類

税金は、納め先により、国税、県（道府）税、市（町村）税の三つに区分されます。このうち、市に納めるものが市税です。水戸市に納めていただいている市税には、次のようなものがあります。

普通税

使いみちが定められておらず、どのような事業にも充てることができる税金です。

市民税

固定資産税

軽自動車税

市たばこ税

目的税

税金の使いみちが法律等により特定されている税金です。

入湯税

都市計画税

それぞれの税金については、次ページ以降で解説します。

2 市民税

市民税には、個人にかかる個人市民税と、会社等の法人にかかる法人市民税の2種類があり、それぞれ、均等の税額によって納めていただく均等割と、所得に応じて納めていただく所得割（法人の場合は法人税割）からなります。

個人市民税

個人にかかる税金です。

均等割

所得割

法人市民税

会社等の法人にかかる税金です。

均等割

法人税割

03

個人市民税

【根拠となる法令】
地方税法第294条、市税条例第19条

個人市民税は、その年の1月1日に居住する市町村において、前年の所得に対して課税される地方税で、多くの住民がそれぞれの負担能力に応じて分担しあうという性格の税金です。内訳として、税金を負担する能力のある人が、所得の多少にかかわらず一定の均等額を負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の2種類で構成されています。「均等割」は、市が行う行政サービスについて、広く均等に市民の皆様へ負担をお願いするという性格があり、一定額以上の所得があれば原則として一律に課税されます。

その年の1月2日以後に死亡又は水戸市外に転出した場合も、当該年度の市民税（県民税も含む）は、水戸市で課税されることになります。

1 個人市民税を納める方

- (1) その年の1月1日に水戸市に住所がある方（均等割と所得割）
- (2) その年の1月1日に水戸市に住所はないが、事務所・事業所または家屋敷がある方（均等割）

2 個人市民税のかからない方

均等割も所得割も課税されない方	・ 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方 ・ 前年の合計所得金額（※1）が135万円以下で、①未成年者（平成19年1月3日以降生まれで婚姻歴がない方）②ひとり親 ③寡婦 ④障害者のいずれかに該当する方
均等割が課税されない方	前年の合計所得金額が次の金額以下の方 ・ 本人のみの場合 420,000円 ・ 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合 $320,000 \text{円} \times (1 + \text{同一生計配偶者及び扶養親族}(\text{※2}) \text{の数}) + 289,000 \text{円}$
所得割が課税されない方	前年の総所得金額等（※3）が次の金額以下の方 ・ 本人のみの場合 450,000円 ・ 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合 $350,000 \text{円} \times (1 + \text{同一生計配偶者及び扶養親族}(\text{※2}) \text{の数}) + 420,000 \text{円}$

※1 合計所得金額とは、給与、年金等の総所得、山林・退職所得及び分離課税所得の合計額で、損失の繰越控除、分離課税に係る特別控除を適用する前の金額です。

※2 同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の方です。また、扶養親族には、16歳未満の扶養親族（年少扶養）を含みます。

※3 総所得金額等とは、合計所得金額に損失の繰越控除を適用した後の金額です。

※ 「均等割も所得割も課税されない方」の該当者は、森林環境税も課税されません。

3 個人市民税の計算

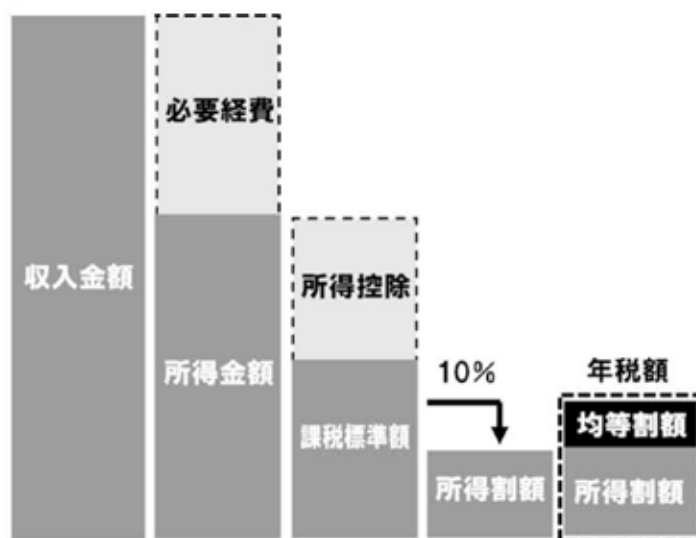
個人市民税＝均等割＋所得割

均等割…所得が一定額以上あった場合に、所得の多少にかかわらず一律にかかります。

所得割…所得の額に応じてかかります（市民税6%、県民税4%）。

※県民税についても同様の計算を行います。

税額計算のイメージ



■税率

	市民税	県民税
所得割	6%	4%
均等割	3,000円	2,000円

※均等割には、東日本大震災復興基本法の理念に基づき、緊急防災・減災事業を推進するため平成26年度から年額1,000円（市民税・県民税各500円）が加算されていましたが、令和5年度で終了しました。

※均等割県民税分は、令和8年度まで標準税率1,000円に茨城県森林湖沼環境税1,000円が加算されます。

■森林環境税

令和6年度から森林環境税の課税が開始されました。森林環境税とは「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」に基づき、森林の整備等に必要な地方財源として、国内に住所のある個人に対して課税される「国税」であり、1人年額1,000円が課税されます。市民税・県民税均等割とあわせて徴収します。

くわしく

用語の解説と算出方法

所得金額…課税年度の前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入金額から必要経費を引いた金額。給与・年金収入については、算出のための計算式が決まっています。数種類の所得がある場合は、それらを合計します。

課税標準額…税額を決める基礎となる金額。所得金額から、所得控除額※を引いて算出します（千円未満切捨て）。

※所得控除…社会保険料控除、扶養控除、障害者控除、ひとり親控除、医療費控除、基礎控除など（詳細は8ページ以降参照）

年税額…均等割と所得割の金額を合わせた1年間の税額。寄附金税額控除（ふるさと納税など）や住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）等の税額控除がある場合は、所得割額から控除します。

所得割額＝

課税標準額×税率－税額控除額

個人住民税（市民税・県民税）

＝所得割額＋均等割額

森林環境税の非課税判定基準

扶養親族なし	前年の合計所得金額が415,000円以下の方
扶養親族あり	前年の合計所得金額が315,000円×（1＋同一生計配偶者及び扶養親族の数）＋289,000円以下の方

所得金額

■所得の種類と所得金額の求め方

所得の種類		所得金額
利子所得	公債、社債、預貯金等の利子	収入金額
配当所得	株式や出資金の配当など	収入金額－元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	家賃、地代、権利金など	収入金額－必要経費
事業所得	個人で営む商工業、サービス業、農業等の事業から生じる所得	収入金額－必要経費
給与所得	給料、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額
退職所得	退職金、退職手当など	通常は現年分離課税（※1） (収入金額－退職所得控除額)×1/2（※2）
山林所得	山林（立木）を売った場合に生じる所得	分離課税（※1） 収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円）
譲渡所得	土地・建物、株式等 を売った場合に生じる所得	土地・建物 分離課税（※1） 収入金額－取得費・譲渡費用－特別控除額
		株式等 分離課税（※1） 収入金額－取得費・譲渡費用
		総合課税分 収入金額－取得費・譲渡費用－特別控除額（最高50万円）（※3）
一時所得	生命保険等の満期返戻金（※4）及び解約返戻金、賞金、懸賞当選金、競輪・競馬等の払戻金など	{収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円）}（※5）
雑所得	公的年金等	国民・厚生年金等の公的年金等 収入金額－公的年金等控除額
	業務	事業・給与等以外の継続した取引の所得 収入金額－必要経費
	その他	上記のいずれにも該当しない所得 収入金額－必要経費

※1 退職所得、山林所得及び土地・建物、株式等の譲渡所得については、他の所得と区分してそれぞれの計算方法により税額を算出する分離課税方式で求めます。

※2 勤続年数が5年以下の場合については、計算方式が異なります。

※3 所有5年超の長期譲渡所得の場合は、譲渡所得の2分の1が総合課税の対象となります。

※4 生命保険等の満期返戻金とは、生命保険や損害保険の掛け金を自分で支払い、契約期間満了時に一時金として受け取る保険金を指します。

※5 一時所得の2分の1が総合課税の対象になります。

■非課税所得

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として他の所得と区分され、課税の対象にはなりません。

- ・傷病者や遺族等の受け取る恩給、年金など
- ・給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤手当は最高月額15万円まで。ただし、自動車、自転車を利用する場合は非課税範囲が異なります。）
- ・損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ・雇用保険の失業給付
- ・障害者等の少額預貯金及び少額公債（それぞれ元本350万円以下）の利子

■給与所得の速算表

給与収入金額	給与所得の金額
～ 550,999 円	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	収入 - 550,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	$A \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	$A \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	$A \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	収入 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000 円以上	収入 - 1,950,000 円

※ A = 給与収入金額 $\div 4$ (千円未満切捨て)
※ 計算した給与所得金額の1円未満の端数は切捨てになります。

【所得金額調整控除】

次の要件①または②に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除を控除することができます。

要件①	給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合 ア 特別障害者に該当する。 イ 23歳未満の扶養親族を有する。 ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する。
控除額	(給与等の収入金額※ - 850万円) $\times 10\%$ (1円未満切上げ) ※1,000万円を超える場合は1,000万円

※扶養控除とは異なり、同一生計内のいずれか一方のみの納税義務者に適用するという制限がありません。夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に23歳未満の扶養親族がいるような場合には、夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

要件②	給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合
控除額	給与所得控除後の給与等の金額※ + 公的年金等に係る雑所得の金額※ - 10万円 ※10万円を超える場合は10万円

※要件①での適用がある場合は、その控除後の金額から控除します。

■公的年金等に係る雑所得の速算表 ※計算結果が0円未満の場合は、0円となります。

65歳以上の方（昭和35年1月1日以前に生まれた方）

公的年金等収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,299,999 円	収入 - 1,100,000 円	収入 - 1,000,000 円	収入 - 900,000 円
3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入 $\times 0.75 - 275,000$ 円	収入 $\times 0.75 - 175,000$ 円	収入 $\times 0.75 - 75,000$ 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入 $\times 0.85 - 685,000$ 円	収入 $\times 0.85 - 585,000$ 円	収入 $\times 0.85 - 485,000$ 円
7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	収入 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円	収入 $\times 0.95 - 1,355,000$ 円	収入 $\times 0.95 - 1,255,000$ 円
10,000,000 円以上	収入 - 1,955,000 円	収入 - 1,855,000 円	収入 - 1,755,000 円

65歳未満の方（昭和35年1月2日以降に生まれた方）

公的年金等収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,299,999 円	収入 - 600,000 円	収入 - 500,000 円	収入 - 400,000 円
1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入 $\times 0.75 - 275,000$ 円	収入 $\times 0.75 - 175,000$ 円	収入 $\times 0.75 - 75,000$ 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入 $\times 0.85 - 685,000$ 円	収入 $\times 0.85 - 585,000$ 円	収入 $\times 0.85 - 485,000$ 円
7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	収入 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円	収入 $\times 0.95 - 1,355,000$ 円	収入 $\times 0.95 - 1,255,000$ 円
10,000,000 円以上	収入 - 1,955,000 円	収入 - 1,855,000 円	収入 - 1,755,000 円

所得控除

■社会保険料控除

納税義務者が、納税義務者または納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、健康保険（任意継続含む）の保険料など）を支払った場合

控除額
支払った額

※生計を一にする配偶者等の公的年金から特別徴収されている社会保険料、配偶者名義等からの口座振替分は控除対象外です。

■小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金もしくは個人型年金加入者掛金または地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合

控除額
支払った額

■地震保険料控除

区分	支払保険料	控除額
地震保険契約の場合	50,000 円以下	支払額× 1/2
	50,000 円超～	25,000 円
旧長期損害保険契約の場合	5,000 円以下	支払額全額
	5,000 円超～ 15,000 円以下	支払額× 1/2 + 2,500 円
	15,000 円超～	10,000 円

※地震保険契約と旧長期損害保険契約がある場合、それぞれ計算した金額の合計額（最高25,000円）です。
※地震保険料は損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を支払ったもの、旧長期損害保険料は保険期間または共済期間が10年以上で満期返戻金のあるものです。
※一つの保険が地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当する場合は、いずれかを選択して計算します。

■生命保険料控除

新制度	一般生命・個人年金・介護医療保険料 (平成24年1月1日以後に締結した契約)	旧制度	一般生命・個人年金保険料 (平成23年12月31日以前に締結した契約)
	支払保険料		支払保険料
	控除額		控除額
	12,000 円以下		15,000 円以下
	支払額全額		支払額全額
	12,000 円超～ 32,000 円以下		15,000 円超～ 40,000 円以下
	支払額× 1/2 + 6,000 円		支払額× 1/2 + 7,500 円
	32,000 円超～ 56,000 円以下		40,000 円超～ 70,000 円以下
	支払額× 1/4 + 14,000 円		支払額× 1/4 + 17,500 円
	56,000 円超～		70,000 円超～
	28,000 円（上限）		35,000 円（上限）

※一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除を、新旧それぞれの契約区分に従い計算した控除額の合計が、生命保険料控除額になります（最高 70,000 円）。

※一般生命保険料と個人年金保険料について新契約と旧契約の両方がある場合は、新契約・旧契約によりそれぞれ算出し合計した金額になります（上限 28,000 円）。ただし、旧契約のみで算出した金額が 28,000 円を超える場合は、旧契約のみで算出した金額になります（上限 35,000 円）。

※控除額の計算において算出した金額は、それぞれ小数点以下を切り上げます。

■寡婦・ひとり親控除

区分	該当者	控除額
寡婦控除	・夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族のいる方 ・夫と死別した後婚姻していない方または夫の生死が不明の方	260,000 円
ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下で、他の納税義務者の同一生計配偶者または扶養親族ではない方）がいる単身の方	300,000 円

※いずれの区分の場合も納税義務者の合計所得金額500万円以下であることが条件です。
※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は適用対象外です。

■障害者控除

本人、同一生計配偶者または扶養親族が障害者である場合

区分	該当者	控除額(1人につき)
障害者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方など	260,000円
特別障害者	障害者のうち、身体1・2級、精神1級、療育(A)・Aの方など	300,000円
同居特別障害者	同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、納税義務者または納税義務者の同一生計配偶者もしくは納税義務者と生計を一にしているその他の親族のいずれかが当該特別障害者と同居を常に行っている方	530,000円

※障害者控除対象者認定書でも障害者控除を受けられます。

■勤労学生控除

納税義務者が、給与所得等を有する学生・生徒（大学・高等学校など）で、合計所得金額が75万円以下であって、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合

控除額
260,000円

■配偶者控除

生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族または事業専従者を除く）の合計所得金額が48万円以下で、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の場合

納税者義務者の合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
9,000,000円以下	330,000円	380,000円
9,000,000円超～9,500,000円以下	220,000円	260,000円
9,500,000円超～10,000,000円以下	110,000円	130,000円
10,000,000円超	控除適用なし	

※老人控除対象配偶者…70歳以上（昭和30年1月1日以前生まれ）の方。

■配偶者特別控除

生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族または事業専従者を除く）の合計所得金額が48万円超133万円以下で、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の場合

配偶者の合計所得金額	控除額			
	納税義務者の合計所得金額			1,000万円超
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	
480,000円超～1,000,000円以下	330,000円	220,000円	110,000円	控除適用なし
1,000,000円超～1,050,000円以下	310,000円	210,000円	110,000円	
1,050,000円超～1,100,000円以下	260,000円	180,000円	90,000円	
1,100,000円超～1,150,000円以下	210,000円	140,000円	70,000円	
1,150,000円超～1,200,000円以下	160,000円	110,000円	60,000円	
1,200,000円超～1,250,000円以下	110,000円	80,000円	40,000円	
1,250,000円超～1,300,000円以下	60,000円	40,000円	20,000円	
1,300,000円超～1,330,000円以下	30,000円	20,000円	10,000円	
1,330,000円超	控除適用なし			

所得控除

■扶養控除

生計を一にする親族（他の納税義務者の扶養親族または事業専従者を除く）であり、合計所得金額が48万円以下である場合

区分	該当者	控除額(1人につき)
一般扶養親族	16歳以上19歳未満（平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ）の方 23歳以上70歳未満（昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ）の方	330,000 円
特定扶養親族	19歳以上23歳未満（平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ）の方	450,000 円
老人扶養親族	70歳以上（昭和30年1月1日以前生まれ）の方	380,000 円
同居老親等	老人扶養親族のうち、納税義務者または配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）で、納税義務者またはその配偶者と同居している方	450,000 円
16歳未満扶養親族	16歳未満（平成21年1月2日以降生まれ）の方	0 円

※ 16 歳未満扶養親族の所得控除はありませんが、市民税・県民税・森林環境税の非課税を判定する際の扶養人数には含まれます。

▼国外居住者を扶養している場合

令和6年度から、30歳以上70歳未満の国外に居住する親族については、扶養控除及び非課税限度額の算出に係る扶養親族の対象となりません。ただし、次の①～③のいずれかの条件に該当する場合は対象となります。

①留学により国内に住所及び居所を有しない方 ②障害者 ③納税義務者から年間 38万円以上の生活費または教育費を受けている方

■雑損控除

災害等により、日常生活に必要な資産に損害を受けた場合

控除額
次の①と②のいずれか多い額 ①（損失額－保険金等の補てん額）－（総所得金額等の合計額×10%） ②災害関連支出の金額－5万円

■医療費控除

①本人や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合

②本人や生計を一にする親族のためにスイッチ OTC 薬を購入した場合

※②の適用を受ける場合、健康の維持増進、疾病予防に関する一定の取組を行っていないとなりません。

控除額
①（支払った医療費の総額－保険金等の補てん額）－（総所得金額等の合計額×5%または10万円のいずれか少ない額） ②（スイッチOTC薬の総額－保険金等の補てん額）－1万2千円

※①は最高 200 万円
②は最高8万8千円
※医療費控除の適用を受けられるのは、①②のいずれか一方のみ

■基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	適用なし

■調整控除

調整控除は、所得税から個人住民税（市民税・県民税）に税源移譲を行うことに伴い、所得税と個人住民税の人的控除（扶養控除や基礎控除など）に差があることによって税負担が増えないように調整するための控除です。次により、所得割額から控除します（合計所得金額が2,500万円以下の方が対象）。

合計課税所得金額	控除額
200万円以下	次のいずれか小さい金額の5% ①人的控除差額の合計額 ②合計課税所得金額
200万円超	人的控除差額の合計額－（合計課税所得金額－200万円）の5%

くわしく 税源移譲とは？

平成19年に三位一体の改革の一環として実施されたもの。

納税者（国民）が国に納める税（国税）を減らし、都道府県や市町村に納める税（地方税）を増やすことで、国から地方へ税源を移すこと。

この税源移譲により、平成19年度から所得税と個人住民税の税率が変わりました。

※いずれも市民税3%、県民税2%

※算出した金額が2,500円未満のときは控除額2,500円

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計をいい、申告分離課税に係る課税所得金額は含みません。

くわしく 人的控除差額とは？

所得税と住民税（市民税・県民税）の人的控除額の差額をいい、次のとおりです。

所得控除の種類	差額	所得税	住民税
扶養控除	一般扶養	5万円	33万円
	特定扶養	18万円	45万円
	老人扶養	10万円	38万円
	同居老親等	13万円	45万円
障害者（一般）控除	1万円	27万円	26万円
障害者（特別）控除	10万円	40万円	30万円
同居特別障害者加算	12万円	35万円	23万円
寡婦控除	1万円	27万円	26万円
ひとり親控除（母）	5万円	35万円	30万円
ひとり親控除（父）	（※1）1万円	35万円	30万円
勤労学生控除	1万円	27万円	26万円
基礎控除	（※2）5万円	48万円	43万円

※1 税制改正前（令和2年度まで）の寡夫控除の差額（所得税27万円、住民税26万円）を適用

※2 税制改正前（令和2年度まで）の基礎控除の差額を適用

▼配偶者控除及び配偶者特別控除の差額は、納税義務者の合計所得金額により、下表のとおりとなります。

【配偶者控除】

納税義務者の合計所得金額	差額	
	一般	老人
900万円以下	5万円	10万円
900万円超～950万円以下	4万円	6万円
950万円超～1,000万円以下	2万円	3万円

【配偶者特別控除】

納税義務者の合計所得金額	差額	
	配偶者の合計所得金額 48万円超～50万円未満	配偶者の合計所得金額 50万円以上～55万円未満
900万円以下	5万円	（※3）3万円
900万円超～950万円以下	4万円	（※4）2万円
950万円超～1,000万円以下	2万円	（※5）1万円

※3 税制改正前（平成30年度まで）の配偶者特別控除の差額（所得税36万円、住民税33万円）を適用

※4 税制改正前（平成30年度まで）の配偶者特別控除×2/3の差額（所得税24万円、住民税22万円）を適用

※5 税制改正前（平成30年度まで）の配偶者特別控除×1/3の差額（所得税12万円、住民税11万円）を適用

税額控除

■外国税額控除

所得税で外国税額控除を受けた場合において、所得税で控除しきれない部分があるときは、県民税、市民税の順序で一定の限度額を所得割額から控除します。

■配当控除

総所得金額の中に配当所得がある場合、右の額を所得割額から控除します。

$$\text{配当控除額}^{\ast} = \text{配当所得の金額} \times \text{配当控除の控除率}$$

※ 1 円未満の端数がある場合は、1 円に切上げとなります。

【配当控除の控除率】

	1,000万円以下の部分に含まれる配当所得		1,000 万円超の部分に含まれる配当所得	
	市民税の控除率	県民税の控除率	市民税の控除率	県民税の控除率
剰余金の配当	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定株式投資信託以外の 証券投資信託の収益の分配 (一般外貨建等証券投資信託以外)	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益 の分配	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

■寄附金税額控除

都道府県、市区町村や特定の団体等に寄附した場合、次により算出した額を所得割額から控除します。

寄附先	控除額
都道府県・市区町村 〔特例控除対象 ふるさと納税〕	次の A と B の合計額（ワンストップ特例該当者は A + B + C）
	A: 基本控除額 (寄附金額 - 2,000 円) × 10% (市民税 6%、県民税 4%)
	B: 特例控除額 (寄附金額 - 2,000 円) × (※割合 1) × (市民税 3/5、県民税 2/5)
	C: 申告特例控除額 B で算出した額 × (※割合 2) × (市民税 3/5、県民税 2/5)
茨城県共同募金会 日本赤十字社茨城県支部 都道府県・市区町村（特例控除対象以外）	市民税: (寄附金額 - 2,000 円) × 6% 県民税: (寄附金額 - 2,000 円) × 4%
水戸市が条例で定めるもの	市民税のみ: (寄附金額 - 2,000 円) × 6%
茨城県が条例で定めるもの	県民税のみ: (寄附金額 - 2,000 円) × 4%

注 1 上記の寄附金額は、実際に寄附した支払額の合計と総所得金額等の 30% のいずれか少ない方の金額となります。

注 2 B は、市民税・県民税所得割額（調整控除適用後）の 20% が限度となります。ただし、分離課税分の所得がある方は、B の割合が異なる場合があります。

注 3 C は、ワンストップ特例該当者に適用される所得税の控除相当額となります。

割合表

課税総所得金額 - 人的控除差額調整額	※割合 1	※割合 2
～ 1,950,000 円	84.895%	84.895 分の 5.105
1,950,001 円～ 3,300,000 円	79.790%	79.79 分の 10.21
3,300,001 円～ 6,950,000 円	69.580%	69.58 分の 20.42
6,950,001 円～ 9,000,000 円	66.517%	66.517 分の 23.483
9,000,001 円～ 18,000,000 円	56.307%	56.307 分の 33.693
18,000,001 円～ 40,000,000 円	49.160%	
40,000,001 円～	44.055%	

※左表の人的控除差額調整額は、11 ページの人的控除差額になります。

くわしく ふるさと納税ワンストップ特例制度

平成27年4月1日から、確定申告が不要な給与所得者等の方がふるさと納税を行った場合、確定申告を行わなくても、所得税の寄附金控除相当額を含めて、市民税・県民税からまとめて税額控除を受けることができるようになりました。

なお、ワンストップ特例を受けるには、寄附先の都道府県または市区町村に申告特例申請をする必要がありますが、右に該当する方については、申告特例が無効となります。

- ア 確定申告または市民税・県民税申告を行っている。
- イ 確定申告をする必要がある。
- ウ 寄附先自治体が5団体を超過している。
- エ 申告特例申請書に記載された住所と賦課期日（1月1日）現在の住所が相違している。

■配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

上場法人から受け取る上場株式等の配当等や、証券会社等から受け取る上場株式等の譲渡益について、支払いの際に配当割や株式等譲渡所得割を課され、確定申告書にこれらに関する必要事項を記載した場合には、その課された額を所得割額から控除します。

配当割額または株式等譲渡所得割額×
各控除割合（市民税3/5、県民税2/5）

■住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

前年分の所得税において平成21年から令和7年12月までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた方で、所得税から控除しきれなかった金額がある場合、右のAまたはBのうち、いずれか少ない方の金額を所得割額から控除します。

A	所得税における住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
B（※）	①所得税の課税総所得金額等の5% （限度額 97,500 円） ②所得税の課税総所得金額等の7% （限度額 136,500 円）

（控除割合：市民税3/5 県民税2/5）

※住宅の取得等の際に適用された消費税率や居住開始年月日等の条件により、①または②が適用されます。

■定額減税（令和7年度分特別税額控除）

令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、市民税・県民税所得割が課税される方のうち、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（※）（国外居住者を除く）がいる方について、市民税・県民税の所得割の額から1万円（所得割の額を超える場合は所得割の額）が控除されます。

令和6年度の市民税・県民税の定額減税は、令和5年中の所得や扶養状況等から算出していましたが、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者については、給与支払報告書に記載することとされておらず、把握することができない場合があります。そのため、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税は、令和7年度の市民税・県民税で行うこととされました。

※前年中の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で、配偶者自身の前年中の合計所得金額が48万円以下の方

【注意事項】

- ・定額減税は、ほかの税額控除の額を控除した後の所得割額に適用します。
- ・ふるさと納税の特例控除額の控除上限額を計算する際に用いる所得割額は、定額減税の特別控除が適用される前（調整控除後）の額となります。

4 市民税・県民税申告

1月1日現在水戸市に住んでいる右のような方は、前年中の所得を3月15日（休日・祝日の場合はその翌日）までに申告していただくことになります。

ただし、所得が給与所得や公的年金のみで、それぞれ支払報告書が支払者から水戸市に提出されている方は、申告する必要はありません（医療費控除等を受けようとする場合は申告が必要です）。また、確定申告書を提出する方もその必要はありません。

くわしく 申告が必要な方

- ・営業、農業、その他の事業を営んでいる方
 - ・不動産、利子等の所得があった方
 - ・給与所得者で、給与所得以外の所得があった方
 - ・給与所得者で、事業所から給与支払報告書が水戸市に提出されていない方
 - ・公的年金、原稿料、講演料、印税等の雑所得があった方
- ※公的年金収入のみの方で、新たに控除を追加する必要がある方は申告する必要はありません。
- ・生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金があった方

5 課税の特例及び分離課税

退職所得や土地、建物の譲渡所得等については、他の所得と区分して、分離課税の方法により課税されます。

■退職所得の課税の特例

退職所得に係る市民税・県民税は、所得税と同様に退職金等の支払いを受けるときに、次の計算方法による所得割額が差し引かれます。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年超	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※障害者になったことに直接起因して退職した場合、退職所得控除額が100万円加算されます。

※勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年として計算します。

退職所得に係る税額＝（退職金－退職所得控除額）×1/2※×税率（市民税6%、県民税4%）

※勤続年数が5年以下の役員等は、2分の1を乗じる措置が適用されません。

※役員等以外であっても、勤続年数が5年以下の場合は、退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分の金額について、2分の1を乗じる措置が適用されません。

■土地・建物の譲渡所得に係る課税

土地や建物を売った場合の所得は、他の所得と分離して税額の計算を行います。土地や建物の所有期間について、譲渡した年の1月1日現在で5年を超えるものを長期譲渡所得、5年以下のものを短期譲渡所得といい、それぞれの算式により税額を計算します。

長期譲渡所得税額＝（売却による収入－取得費・譲渡費用）×税率（市民税3%、県民税2%）

※優良住宅地の造成等のための譲渡及び居住用財産の譲渡の場合には、税率が異なります。

短期譲渡所得税額＝（売却による収入－取得費・譲渡費用）×税率（市民税5.4%、県民税3.6%）

※国や地方公共団体等への譲渡の場合には、税率が異なります。

■株式等の譲渡及び配当所得に係る課税

株式等を売却したことによる所得（株式等譲渡所得）についても、土地・建物の譲渡所得と同様に分離課税の方法で税額を計算します。また、上場株式等の配当等の所得についても分離課税を申告することが可能です。

令和6年度から、所得税と市民税・県民税の課税方式を一致させることとなりました。したがって、所得税で申告した場合は市民税・県民税でも同じ所得での課税となります。

上場株式等譲渡所得税額＝（売却による収入－取得費・譲渡費用）×税率（市民税3%、県民税2%）

上場株式等の配当等に係る税額＝（収入金額－元本取得のために要した負債の利子）×税率（市民税3%、県民税2%）

6 納税の方法

【根拠となる法令】地方税法第319条第1項及び第2項

市民税・県民税・森林環境税の納税方法には、納付書や口座振替で納める普通徴収と、勤務先の給与から天引きして納める給与特別徴収、公的年金から天引きして納める年金特別徴収の三つの方法があります。

■普通徴収（地方税法第320条、市税条例第17条）

事業所得者等の市民税・県民税・森林環境税について、市が送付する納付書または口座振替によって、税額を年4回に分けて納める方法です。

納期限 6月、8月、10月、翌年1月の末日

※納期限が休日・祝日に当たる場合は、翌開庁日が納期限となります。

■給与特別徴収（地方税法第321条の3第1項、市税条例第45条第1項）

事業主（給与支払者）が、従業員（納税義務者）の市民税・県民税・森林環境税について、6月から翌年5月までの年12回に分けた税額を毎月の給与支払の際に従業員の給与から天引きして、従業員に代わって納める方法です。地方税法及び市税条例の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主（給与支払者）は、アルバイト等を含むすべての従業員から個人住民税を特別徴収することが義務付けられています。

※地方税法の改正により、平成22年4月1日から、65歳未満の公的年金に係る所得を有する給与所得者は、特別徴収すべき給与所得に係る市民税・県民税額に、公的年金に係る市民税・県民税を加算して特別徴収できることになりました。（地方税法第321条の3第2項）

■年金特別徴収（地方税法第321条の7の2及び第321条の7の8、市税条例第53条第1項）

65歳以上の年金所得者の年金所得に係る市民税・県民税・森林環境税について、年税額を6回に分け、年金支払者が4月から翌年2月までの隔月の年金支払の際に年金所得者（納税義務者）の公的年金から天引きして、納税義務者に代わって納める方法です。

※年金特別徴収は、該当した初年度の方と2年目以降の方とで徴収方法が異なります。前年度に特別徴収が中止になった方は、今年度は特別徴収初年度の方と同じ徴収方法になります。

①新たに年金特別徴収が開始される方、前年度の途中で特別徴収が停止になった方

納付方法	年税額の2分の1を2期に分けて 納付書または口座振替で納付		年税額の2分の1を 3回に分けて年金から天引き		
普通徴収期別	第1期	第2期			
徴収月			10月	12月	2月

②継続して年金特別徴収される方

納付方法	仮徴収（前年度分の税額の 2分の1を3回に分けて徴収）			当年度分の税額から仮徴収税額を 引いた税額を3回に分けて徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

Q 公的年金からの特別徴収とはどのような制度ですか。

平成 21 年 10 月から、市民税・県民税の公的年金からの特別徴収（天引き）制度が始まりました。この制度の対象となるのは、65 歳以上の公的年金の受給者で、前年中の年金所得に係る市民税・県民税の納税義務のある方です。ただし、介護保険料の特別徴収の対象とならない方、当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超える方等は、特別徴収の対象とはなりません。また、納税者の意思による選択制ではないため、本人の希望により徴収方法を変更することはできません。

Q いつの年金支給分から特別徴収になりますか。

特別徴収の開始時期は、65 歳になった翌年度の 10 月受給分からとなります。初年度の前半は公的年金に係る市民税・県民税・森林環境税の年税額の半分の 2 回に分けて第 1 期・第 2 期で普通徴収により納付していただき、残りの半分の 3 回に分けて 10 月・12 月・2 月の年金から特別徴収します。

なお、年金所得以外の所得に係る市民税・県民税・森林環境税については、普通徴収または給与特別徴収により納めていただきます。

Q 私は給与所得と公的年金所得がありますが、65 歳未満の場合、公的年金に係る税額は普通徴収になるのでしょうか。

地方税法の改正により、平成 22 年 4 月 1 日から、65 歳未満の年金所得を有する給与所得者については、特別徴収すべき給与所得の税額に、公的年金の税額を加算して特別徴収できるようになりました。ただし、納税者の申告により、普通徴収を選択することもできます。

Q 私は給与所得と公的年金所得があり、どちらからも市民税・県民税・森林環境税が天引きされることになりました。それぞれの税額はどのように算出されるのでしょうか。

給与と年金の両方で特別徴収の対象となった方については、全体の所得と控除から算出した額を給与と年金で按分して徴収します。按分の方法は、原則、次のとおりです。

- ①給与からの特別徴収税額…事業所から提出された給与支払報告書記載の所得と控除から算出します。
- ②年金からの特別徴収税額…全体の所得と控除から算定した税額から、①の税額を差し引いた額となります。

※給与と年金以外の所得がある場合は計算方法が異なります。

私はパートで働いています。年収がいくらになると私自身に市民税・県民税がかかるのでしょうか。また、夫の扶養内で働きたいのですが、いくらまでなら夫の配偶者控除の対象になりますか。

給与収入で97万円以下ですと、給与所得控除（55万円）を差し引いた残額が市民税・県民税の非課税限度額（42万円）以下になりますので、市民税・県民税は課税されません。また、配偶者控除の対象となるのは、所得が48万円以下の場合となりますので、あなたの給与収入が103万円までであれば夫が配偶者控除の適用を受けることができます。

なお、給与収入が103万円を超えた場合でも、201万6千円未満であれば配偶者特別控除の適用を受けることができます。配偶者特別控除は、収入金額によって控除額が変わります。

※森林環境税の非課税限度額は41万5千円です。

※所得税は、給与収入103万円までは給与所得控除後の金額が基礎控除（48万円）以下になるため課税されません。

※給与収入が103万円を超えた場合、税法上の扶養には該当しません。

パート収入と税の早見表

収入金額	市県民税 均等割	市県民税 所得割	所得税	夫の税金（所得控除）								
97万円以下	かからない	かからない	かからない	配偶者控除 が受けられる ※夫の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合 ※市県民税の控除額は9ページ参照 ※所得税の控除額は下表のとおり <table><tr><th>夫の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>900 万円以下</td><td>38 万円</td></tr><tr><td>900 万円超～ 950 万円以下</td><td>26 万円</td></tr><tr><td>950 万円超～ 1,000 万円以下</td><td>13 万円</td></tr></table>	夫の合計所得金額	控除額	900 万円以下	38 万円	900 万円超～ 950 万円以下	26 万円	950 万円超～ 1,000 万円以下	13 万円
夫の合計所得金額	控除額											
900 万円以下	38 万円											
900 万円超～ 950 万円以下	26 万円											
950 万円超～ 1,000 万円以下	13 万円											
97万円超100万円以下	かかる	かからない	かからない									
100万円超103万円以下	かかる	かかる	かからない									
103万円超 201万円6千円未満	かかる	かかる	かかる	配偶者特別控除 が受けられる ※夫の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合 ※市県民税の控除額は9ページ参照 ※所得税の控除額は下表のとおり <table><tr><th>夫の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>900 万円以下</td><td>38 万円～3万円</td></tr><tr><td>900 万円超～ 950 万円以下</td><td>26 万円～2万円</td></tr><tr><td>950 万円超～ 1,000 万円以下</td><td>13 万円～1万円</td></tr></table>	夫の合計所得金額	控除額	900 万円以下	38 万円～3万円	900 万円超～ 950 万円以下	26 万円～2万円	950 万円超～ 1,000 万円以下	13 万円～1万円
夫の合計所得金額	控除額											
900 万円以下	38 万円～3万円											
900 万円超～ 950 万円以下	26 万円～2万円											
950 万円超～ 1,000 万円以下	13 万円～1万円											
201万円6千円以上	かかる	かかる	かかる	控除なし								

※配偶者（妻）に基礎控除以外の控除がない場合について掲載しています。



個人住民税の計算例

家族構成

水戸太郎 会社員
妻・花子 専業主婦（収入なし）
子・楓（17歳）
子・葵（10歳）

水戸太郎さんの前年の収支など

■収入

給与 6,500,000 円

■支出

社会保険料 550,000 円

生命保険料 60,000 円

（旧制度一般分のみ）

地震保険料 18,000 円

収入金額 6,500,000 円

所得金額 4,760,000 円

給与所得控除金額
1,740,000 円

解説①

課税対象額
3,078,500 円

所得控除
1,681,500 円

解説②

課税標準額
3,078,000 円

■課税総所得金額×市民税の税率－調整控除＝市民税の所得割額

3,078,000 円×6%－1,500 円＝183,100 円

■課税総所得金額×県民税の税率－調整控除＝県民税の所得割額

3,078,000 円×4%－1,000 円＝122,100 円 ※所得割は百円未満切捨て

■均等割 市民税 3,000 円 県民税 2,000 円

合計 310,200 円

※別途、森林環境税（国税）1,000 円がかかります。

解説①

「所得金額」は収入金額から必要経費を引いた金額です。
営業や農業等の事業を行っている方は、売上から必要経費を差し引いて求めますが、給与・年金収入のある方については、一定の計算式により求めます（7ページ参照）。

解説②

■水戸太郎さんの所得控除の内訳

社会保険料控除 550,000 円（全額）

生命保険料控除 60,000 円×1/4＋17,500＝32,500 円

地震保険料控除 18,000 円×1/2＝9,000 円

配偶者控除 330,000 円

一般扶養控除 330,000 円（楓さん）※葵さんについては

16歳未満（年少扶養）のため所得控除額はありません。

基礎控除 430,000 円 合計 1,681,500 円

しりたい

ふるさと納税をしたら 住民税はどうなる？

水戸太郎さんが 60,000 円のふるさと納税を行うと、住民税の控除額は次のようになります。

（計算式の上段：市民税控除分、下段：県民税控除分）

A 基本控除額

(60,000 円－2,000 円)×
6%＝3,480 円
4%＝2,320 円

B 特例控除額

(60,000 円－2,000 円)×79.790% (割合1)×
3/5＝27,766.92 円
2/5＝18,511.28 円

C 申告特例控除額（ワンストップ特例を適用する場合）

46,278.2 円×10.21/79.79 (割合2)×
3/5＝3,553.08 円
2/5＝2,368.72 円

寄附金税額控除 合計 A+B+C＝（市民税控除分）34,801 円
（県民税控除分）23,201 円

※税額控除の計算に当たっては、1 円未満の端数切上げ

※割合 1、割合 2 については 12 ページ参照

04

法人市民税

【根拠となる法令】
地方税法第294条第1項、
市税条例第19条

1 法人市民税を納める法人など

- (1) 均等割と法人税割を納めなければならない法人
- ・市内に事務所・事業所がある法人
- (2) 均等割だけを納めなければならない法人
- ・市内に事務所・事業所はないが、寮や保養所等がある法人
 - ・市内に事務所・事業所や寮等がある法人ではない社団や財団等で、収益事業を行わないもの

2 均等割

均等割の税率（年額）は、資本金等の額と従業者数により次のように決められています。

資本金等の額	税率	
	市内の従業者数の合計	
	50 人超	50 人以下
50 億円を超える法人	3,600,000 円	492,000 円
10 億円を超え 50 億円以下の法人	2,100,000 円	492,000 円
1 億円を超え 10 億円以下の法人	480,000 円	192,000 円
1 千万円を超え 1 億円以下の法人	180,000 円	156,000 円
1 千万円以下の法人	144,000 円	60,000 円
※次の（ア）～（エ）の法人	60,000 円	

※資本金等の額と市内の従業者数の合計数は、事業年度の末日で判定します。
※市内に事業所等を有していた期間が12か月に満たない場合は、有していた月数により按分します。

- （ア）法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項の公益法人等のうち、同法296条第1項の規定により均等割非課税となるものの以外のもの（法人税法別表第2の独立行政法人で収益事業を行うものを除く）
- （イ）人格のない社団等
- （ウ）一般社団法人及び一般財団法人
- （エ）保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社の場合、資本金等の額は純資産額となります。）

均等割＝税率×事務所・事業所などを有していた月数÷12

※均等割の算出にあたっては、1 か月未満の月数は切捨て（ただし1 か月に満たない場合は1 か月）となりますが、法人税割の算出にあたっては1 か月未満の端数は切上げとなります。

3 法人税割

課税標準額は、国（税務署）に申告した法人税額を用いて計算し、複数の市町村に事業所等がある場合は、従業者数により按分します。

なお、特定寄附金税額控除や法人税額から控除しきれなかった外国税額がある場合は、法人税割額から差し引きます。

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額（課税標準額）} \div \text{全従業者数} \times \text{市内の従業者数} \times \text{税率（8.4\%）}$$

※ただし平成26年9月30日までに開始した事業年度分の税率は14.7%、平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始した事業年度分の税率は12.1%。

4 申告と納税

【根拠となる法令】地方税法第321条の8第1項

法人市民税は、事業年度終了後一定期間内に、法人が自ら税額を計算して申告し、その税額を納付します（申告納付）。

申告区分		納付税額	申告及び納付期限
中間申告	予定申告	均等割額（年税）の2分の1と、前事業年度の法人税割額の2分の1との合計額	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算による中間申告	均等割額（年税）の2分の1と、その事業年度の開始の日以後6か月の期間を1年とみなし、仮決算により計算した法人税額を、課税標準額として計算した法人税割額との合計額	
確定申告		均等割額と法人税割額との合計額。ただし、中間申告により納付した税額がある場合は、その税額を差し引いた額	事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内

※事業年度が6か月以下の法人及び前事業年度の法人税額を基礎とした法人税の中間納付額が10万円以下の法人については、中間申告をする必要がありません。（上記の表の中間申告の納付税額は、事業年度を12か月として計算しています）

※均等割のみの納税義務を負う地方税法第312条第3項第4号に掲げる公共法人等は、毎年4月30日までに均等割額を申告納付しなければなりません。

■異動があった場合の申告・届出

次のような異動があった場合、「法人の設立等に関する申告書」の提出が必要です。

異動事項	必要な書類（いずれも写し可）
設立・開設	登記簿謄本、定款
商号変更・本店移転・代表者変更・資本金の変更・解散・清算終了	登記簿謄本（変更内容が分かるもの）
決算期や事業年度の変更	定款または議事録
申告期限の延長	税務署へ提出した申告期限の延長の特例の申請書の写し
グループ通算	グループ通算制度承認の申請書の写し、グループ一覧表
合併	登記簿謄本、合併契約書（水戸市に登録がない場合は定款も）
分割	登記簿謄本、分割契約書（水戸市に登録がない場合は定款も）

※市内での支店の追加や所在地変更、閉鎖の場合、添付書類は不要です。

※休業の場合は個別に対応しますので、市民税課にご相談ください。

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます）に土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している方が、その固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

1 固定資産税を納める方

固定資産税を納める方は、原則として賦課期日現在の固定資産の所有者です。

■固定資産の所有者

課税対象となる 固定資産	所有者
土地	登記簿に所有者として登記されている方、または土地補充課税台帳に登録されている方
家屋	登記簿に所有者として登記されている方、または家屋補充課税台帳に登録されている方
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

※土地、家屋が登記されていない場合や、所有者として登録されている人が賦課期日前に死亡している場合は、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人（相続人等）が納税義務者となります。

2 税額の算定

固定資産税は、次のような手順で税額が決定され、納税者に通知されます。

(1) 固定資産の評価、価格等の決定

価格の据置措置	土地と家屋については、原則として、基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日（1月1日）現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第2年度及び第3年度は、新たな評価を行わないで、基準年度の価格をそのまま据え置きます。（令和6年度が基準年度です。） ただし、第2年度または第3年度において、①新たに固定資産税の課税対象となった土地または家屋 ②土地の地目の変換、家屋の増改築等によって基準年度の価格によることが適当でない土地または家屋については、新たに評価を行い、価格を決定します。
償却資産の申告制度	償却資産の所有者の方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。これに基づき毎年評価し、その価格を決定します。
土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳に登録されている価格等の事項は、固定資産税の基礎となるため、通常4月1日から最初の納期限の日までの間、固定資産課税台帳をもとに作成される土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格を記載）、家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、用途、構造、床面積、価格を記載）により、土地または家屋の納税者に市内の土地または家屋の価格をご覧いただいております。
固定資産課税台帳の 閲覧	固定資産を所有している方は、通常4月1日から自己の固定資産課税台帳の登録事項をご確認いただくことができます。また、借地・借家人についても、その権利の目的物である土地または家屋（借家人については、その敷地である土地も含む）の固定資産課税台帳をご覧いただくことができます。ただし、借地・借家人は、賃貸借契約書、賃料の支払いが確認できる書類（直近のもの）が必要になります。

(2) 税額の計算

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (100 分の 1.4)}$$

課税標準額	原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。
免税点	市内に所有するそれぞれの固定資産課税標準額の合計額が次の金額に満たないときは、固定資産税は課税されません。 土地 30 万円 家屋 20 万円 償却資産 150 万円

3 納税の方法

【根拠となる法令】地方税法第362条第1項、市税条例92条第1項

税額等を記載した納税通知書を納税者あてに通知します。固定資産税は、普通徴収が定められているため、年4回の納期に分けて納税していただきます。

納税通知書には、土地と家屋の所在や評価額等を記載した課税明細書を同封します。

納期限 4月、7月、9月の末日及び12月25日
※納期限が休日・祝日に当たる場合は、翌開庁日が納期限となります。

よくある問合せ

共有名義になっていますが、固定資産税は持分に応じてそれぞれ納付書は送付されるのですか。

土地や家屋が共有名義になっている場合は、共有者全員が連帯して納付する「連帯納税義務」となります（地方税法第10条の2第1項）。連帯納税義務とは、各自の持分に関係なく、共有者全員が全額の納税義務を負うものです。これにより、納付書も共有名義1件につき1通のみ代表者の方に送付されます。お支払いに関しては、共有者間で協議の上、納付していただきますようお願いいたします。

なお、代表者の変更を希望される場合は、資産税課へ「固定資産税・都市計画税代表者指定（変更）届出書」を提出してください。翌年度課税から代表者を変更します。

私は令和6年11月に自己所有地を売却し、令和7年3月には買主への所有権移転登記を済ませました。令和7年度の固定資産税は誰に課税されますか。

令和7年度の固定資産税は、令和7年1月1日時点の登記簿上の所有者であるあなたに課税されます。固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に対して課税するためです。

固定資産税は年間の税金であるため、売主と買主で月割按分して負担する場合の開始時期については、特に決まりがありません。売主と買主の間で話し合ってください。

4 土地に対する課税のしくみ

(1) 評価のしくみ

固定資産評価に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

地目	田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野及び雑種地があります。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日（賦課期日）の現況の地目によります。
地積	原則として登記簿に登録されている地積によります。
価格	固定資産評価基準に基づき、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格を基礎として求めます。宅地については、地価公示価格、地価調査価格、不動産鑑定士による鑑定評価価格を活用し、これらの価格の7割を目途に均衡化、適正化を図っています。

(2) 主な特例措置

■住宅用地に対する課税標準の特例

住宅の敷地の用に供されている土地については、その面積の広さによって、下表のとおり小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

区分	課税標準の特例	
	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（住宅1戸につき 200 ㎡まで）	価格×1/6	価格×1/3
一般住宅用地（小規模住宅用地を超える部分）	価格×1/3	価格×2/3

※この特例はその住宅を維持し、また、その効用を果たすために使用されている一画地に適用されます。賦課期日（1月1日）において新たに住宅の建設が予定されている場合や建築中の土地には適用されません（建て替えは、継続される場合があります）。

（例）300㎡の住宅用地（一戸建住宅の敷地）の場合→200㎡が小規模住宅用地、100㎡分が一般住宅用地

5 家屋に対する課税のしくみ

(1) 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基礎に評価します。

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率} \times \text{評点一点当たりの価額}$$

再建築価格	評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費
経年減点補正率	建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価を表したもの
評点一点当たりの価額	1 円に対し物価水準による補正率を設け管理費等による補正率をかけたもの

(2) 主な特例措置

■新築住宅の固定資産税の減額

新築住宅のうち、下表の要件を満たす住宅は、新築の翌年度から一定期間、固定資産税が減額されます。

新築住宅の種類	新築（一般）住宅	認定長期優良住宅
減額適用期間	3階建以上の中高層耐火住宅	
	5 年	7 年
	一般の住宅（上記以外の住宅）	
	3 年	5 年
適用面積及び減額率	【120㎡以下】 1/ 2 【120㎡を超え280㎡以下】 120㎡相当分について1/ 2	
住宅の要件	居住部分の割合が1/ 2以上 居住部分の床面積が50㎡（一戸建以外の貸家は40㎡）以上280㎡以下	

■住宅耐震改修に係る固定資産税の減額

昭和57年1月1日に存していた住宅で、現行の建築基準法に定める耐震基準に適合する耐震改修（工事費が50 万円以上）を令和8年3月31日までに行った場合、工事完了後3 か月以内に申告することにより、翌年度分の固定資産税が2分の1 減額（120 ㎡までを限度）されます。

■高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税の減額

新築から10年以上経過した住宅で、高齢者、障害者等が居住する床面積50㎡以上280㎡以下の住宅（貸家を除く）について、一定のバリアフリー改修工事（補助金等を除く自己負担額が50万円を超えるもの）を令和8年3月31日までにを行った場合、工事完了後3か月以内に申告することにより、翌年度分の固定資産税が3分の1減額（100㎡までを限度）されます。

■省エネ改修既存住宅に係る固定資産税の減額

平成26年4月1日に存していた住宅で、令和8年3月31日までに改修工事を行った床面積50㎡以上280㎡以下の住宅（貸家を除く）について、窓等の断熱改修工事が60万円超となる場合、または窓等の断熱改修工事が50万円超であって、太陽光発電装置等の設置工事と合わせて60万円超となる場合（いずれも補助金等を除く自己負担額）には、工事完了後3か月以内に申告することにより、翌年度分の固定資産税が3分の1減額（120㎡までを限度）されます。

よくある問合せ

Q 家屋を取り壊しました。手続きはどうすればよいですか。

A 家屋を取り壊したら、資産税課へ「家屋滅失届」を提出してください。

※固定資産税は、毎年1月1日に存在する家屋に課税されます。そのため、取り壊した年でも課税対象となりますのでご注意ください。届出用紙は、資産税課窓口または市ホームページから入手できます。

Q 私は昨年（令和6年10月）に住宅を壊しましたが、今年（令和7年度分）から土地の税額が急に高くなりました。なぜでしょうか。

A 土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、税額が減額されます。しかし、住宅が滅失したり、住宅以外の用途に変更したりすると、この特例の適用から除外されることになるためです。

Q 私は令和3年9月に住宅を新築しました。令和7年度分から税額が急に高くなったのはなぜですか。

A 新築の住宅に対しては、一定の要件に当たるときは新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分に限り、税額が2分の1に減額されます。したがって、あなたの場合は、令和4・5・6年度分については税額が2分の1に減額されていたわけです。（3階建以上の中高層耐火住宅等については、一定の要件に当たるときは、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から5年度分に限り、税額が2分の1に減額されます。）

A したがって、減額適用期間が終了したことにより、本来の税額になったためです。

6 償却資産に対する課税のしくみ

(1) 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。価格は、それぞれ一品ずつ計算し、評価額の合計額を課税標準として、100分の1.4の税率を乗じて税額を算出します。

償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法を用い、取得価額は原則として国税の取扱方法と同様とし、減価率は財務省令による耐用年数に応じた減価率を用います。

※賃借人（テナント）が施工した内装等について…賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方（テナント）が自らの費用で内装や電気・ガスその他の設備を施工した場合、平成19年1月1日以降に取得したそれらの資産については、テナントの方の償却資産として申告していただくことになります。

(2) 特例措置について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に定める一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書」に必要事項を記入し、必要書類とともにご提出ください。

市ホームページもご参照いただき、ご不明点についてはお問い合わせください。

よくある問合せ

固定資産税の課税対象となるものは、土地や家屋のほかに償却資産があると聞きましたが、具体的にはどのようなものでしょうか。

会社や個人で工場や商店（賃貸用のアパートや駐車場等を含む）等を経営している方が、その事業のために用いることができる機械、器具、備品等の有形固定資産を償却資産といいます。

その内容を例示しますと、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、工具、器具、備品等の事業用資産です。このような事業用資産をお持ちの方は、その資産が所在する市町村に、毎年1月1日現在の資産所有状況（資産の種類、取得価額、取得時期、耐用年数など）を1月31日までに申告する必要があります。

なお、償却資産の課税標準額の合計が150万円未満である場合には、固定資産税は課税されません（免税点制度）。

くわしく 申告対象となる 主な償却資産の例

駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、LAN設備など

06

都市計画税

【根拠となる法令】
地方税法第702条、市税条例第174条

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために、目的税として課税されるものです。

1 都市計画税を納める方

1月1日「賦課期日」現在の、土地または家屋の所有者です。

■課税の対象となる資産

都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋です。

2 税額の算定

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率（100分の0.2）}$$

課税標準額	土地・家屋	原則として価格が課税標準額となります。土地については、住宅用地の課税標準の特例や負担調整措置によって価格よりも低く算定される場合があります。
免税点	固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税もかかりません。 ※22 ページ 2（2）参照	

3 納税の方法

【根拠となる法令】地方税法第702条の8第1項

固定資産税とあわせて納めていただきます。

07

軽自動車税

【根拠となる法令】
地方税法第443条、市税条例第108条

1 環境性能割を納める方

税制改正により、令和元年10月から自動車取得税が廃止され、「環境性能割」が創設されました。軽自動車税の環境性能割は市税となりますが、当分の間、茨城県が賦課徴収を行います。

新車・中古車問わず取得価格が50万円を超える3輪以上の軽自動車を取得した場合に、その車両を取得した方に課税されます。

2 環境性能割の税率

■乗用車の税率（適用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日）

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和12年度燃費基準80%達成車		
★★★★かつ令和12年度燃費基準75%達成車	1.0%	0.5%
★★★★かつ令和12年度燃費基準70%達成車	2.0%	1.0%
上記以外の軽自動車		2.0%

※「電気自動車等」とは、電気自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準10%低減達成車）のことです（以下同じ）。

※★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx 50%低減達成車または平成17年排出ガス規制からNOx 75%低減達成車（以下同じ）

■貨物車の税率（適用期間 令和6年1月1日～令和8年3月31日）

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和4年度燃費基準105%達成車		
★★★★かつ令和4年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
★★★★かつ令和4年度燃費基準95%達成車	2.0%	1.0%
上記以外の軽自動車		2.0%

3 環境性能割の納税

【根拠となる法令】地方税法附則第29条の9

環境性能割の賦課徴収は、当分の間、都道府県が行うことになっています。

4 種別割を納める方

種別割は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます）の所有者に対して課税される税金です。

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場がある軽自動車等を所有している方に課せられます。したがって、4月1日に所有者であれば、4月2日以降に廃車してもその年度分の種別割を納めることになります。

なお、割賦販売等で所有権が留保されている場合は、買主（使用者）に課税されます。

5 種別割の税率

■原動機付自転車、小型特殊自動車、バイク等

車種		税額
原動機付自転車	特定小型（0.6kW以下）	2,000円
	50cc以下（0.6kW以下）	
	新基準原動機付自転車※ （125cc以下かつ最高出力4.0kW以下）	
	50cc超90cc以下（0.6kW超～0.8kW以下）	
	90cc超125cc以下（0.8kW超～1kW以下）	2,400円
	ミニカー 20cc超50cc以下（0.25kW超～0.6kW以下）	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
二輪の軽自動車（250cc以下のバイク）、トレーラーなど		3,600円
二輪の小型自動車（250cc超のバイク）		6,000円

※新基準原動機付自転車…現行の50cc以下の原動機付自転車は、令和7年11月排ガス規制への適合が困難であることなどにより、今後の生産・販売の継続が困難となります。これに対応するため、125cc以下の原動機付自転車について、最高出力を50cc以下の原動機付自転車と同程度の4.0kW以下に制限した新基準原動機付自転車が新たに生産・販売されます。

■三輪以上の軽自動車

車種及び車検証の初度検査年月（最初に新車にて登録された年月）により、税率が異なります。

税額			旧税額 （平成27年3月31日までの登録車）	新税額 （平成27年4月1日以降の登録車）	割増税額 登録後13年超 （経年重課※）
車種					
三輪のもの			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※経年重課…新車登録から数えて13年以上経過した車両については割増税額となります。令和7年度に割増税額が適用される軽自動車は、平成24年3月31日以前に新車にて登録された車両となります。

■グリーン化特例（軽課）

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに新車新規登録した三輪以上の軽自動車環境負荷の小さい車両は、令和7年度に限り税額が軽減されます。

軽減内容		おおむね 75%		おおむね 50%		おおむね 25%	
対象車		電気自動車・天然ガス車 平成21年排ガス規制NOx10%以上低減または平成30年排ガス規制適合		ガソリン車（ハイブリッド車を含む） 平成17年排ガス規制75%低減「★★★★」または平成30年排ガス規制50%低減			
		貨物	乗用	貨物	乗用※1	貨物	乗用※2
四輪	営業用	1,000 円	1,800 円	－	3,500 円	－	5,200 円
	自家用	1,300 円	2,700 円	－	－	－	－
三輪		1,000 円		－	2,000 円※3	－	3,000 円※3

※1 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成

※2 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成

※3 営業用のみ

6 申告

軽自動車等の取得や申告事項に変更があった場合は15日以内に、軽自動車等を廃車、譲渡した場合は30日以内に申告してください。

■原動機付自転車（125 cc以下）及び小型特殊自動車（窓口：市民税課）

事由		必要なもの	申告書の種類
販売店から購入した		・届出者の本人確認書類 ・販売証明書	新規申告書
譲り受けた	廃車済み	・届出者の本人確認書類 ・廃車申告受付書 ・譲渡証明書	
	未廃車	▼水戸市のナンバープレートがついているとき ・届出者の本人確認書類 ・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ▼他市町村のナンバープレートがついているとき ・届出者の本人確認書類 ・ナンバープレートと標識交付証明書 ・譲渡証明書	
他市町村から転入した		・届出者の本人確認書類 ・廃車申告受付書（またはナンバープレートと標識交付証明書）	
他市町村へ転出する		・届出者の本人確認書類	廃車申告書
廃車する		・ナンバープレートと標識交付証明書	

■上記以外の軽自動車など

車種	問合せ先
二輪の軽自動車（125 cc超 250 cc以下）	関東運輸局茨城運輸支局（陸運局） 電話 050-5540-2017 水戸市住吉町 353
二輪の小型自動車（250 cc超）	
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会茨城事務所 電話 050-3816-3105 水戸市酒門町 4400

※申告や手続きを代行者に依頼したときは、手続きが完了したか確認してください。

7 種別割の納税

【根拠となる法令】地方税法第463条の17、市税条例第119条第2項

軽自動車税の納税通知書は、毎年5月上旬に市役所から送付されますので、5月末までに納めてください。

8 オリジナルナンバープレート

市のイメージアップを図るため、わらつと納豆をイメージした形状にマスコットキャラクター「みとちゃん」や水戸芸術館等をデザインした、原動機付自転車のオリジナルナンバープレートを交付しています。新規登録だけでなく、既存のナンバープレートからも無料で交換できます。手続きは市民税課で行います。

※自賠責保険の変更手続きが必要となる場合がありますので、加入している保険会社に確認してください。



よくある問合せ

バイクが盗難に遭い、ナンバープレートもありません。どうしたらよいですか。

まず、最寄りの警察署か交番に盗難の届けを出してください。その際、届出警察署または交番名、届出日、受理番号を控えてきてください。その後で、市民税課で廃車手続きをしてください。手続きをしないと、いつまでもあなたに軽自動車税が課税されることになります。

3月に軽自動車の廃車を業者に依頼したのですが、5月に納税通知書が届きました。廃車手続きが済んでいないのでしょうか。

軽自動車の廃車手続きは軽自動車検査協会で行います。4月1日までに手続きが済んでいれば今年度の軽自動車税は課税されません。しかし、手続きが4月2日以降になると今年度も課税されることになります。手続きを依頼した業者に、いつ手続きが済んだか確認してください。

バイクの所有者が亡くなりましたが、引き続き家族がバイクを使用しています。何か手続きは必要ですか。

バイクの所有者の名義を使用する家族の方に変更してください。

6月に軽自動車を廃車しました。軽自動車税はすでに納付したのですが、税金は戻ってきますか。

軽自動車税には月割課税の制度はありませんので、税金の還付は受けられません。

6月に土浦市から水戸市に転入しました。土浦市で乗っていた50 ccのバイクを引き続き乗りたいのですが、何か手続きが必要ですか。

土浦市で、すでに廃車手続きが済んでいる場合は、その廃車申告受付書を持って水戸市の市民税課で新たにナンバープレートの交付を受けてください。まだ土浦市のナンバープレートがついたままの場合は、土浦市のナンバープレートとその標識交付証明書を持って水戸市の市民税課で水戸市のナンバープレートの交付を受けてください。

友人から50 ccのバイクを譲り受けました。名義変更の手続きに必要な書類は何ですか。

変更前の所有者から新しい所有者への譲渡証明書、現在付いているナンバープレートの標識交付証明書が必要になります。また、ナンバープレートを新しいものに変える場合は、現在バイクに付いているナンバープレートをお持ちください。

08

市たばこ税

【根拠となる法令】
地方税法第465条第1項及び2項、
市税条例第128条

1 市たばこ税を納める方

市内のたばこ小売店にたばこを売り渡す製造たばこの製造者（日本たばこ産業（株）など）、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者です。

2 税額の算定

税率は、令和3年10月1日以降は1,000本につき6,552円です。

税額＝売渡本数×税率

※平成30年度の税制改正により、平成30年10月1日から令和3年10月1日にかけて、段階的に税率が引上げられました。

平成30年9月30日まで	平成30年10月1日～ 令和2年9月30日	令和2年10月1日～ 令和3年9月30日	令和3年10月1日以降
5,262円	5,692円	6,122円	6,552円

3 申告と納税

【根拠となる法令】地方税法第473条、市税条例第135条

市たばこ税を納める方が、前月中の売り渡し本数、税額等を翌月末日までに申告し納めることとなっています。

■標準小売価格580円（20本入）のたばこに含まれる税金の額

市たばこ税	131.04 円	22.6%
県たばこ税	21.4 円	3.7%
国たばこ税	136.04 円	23.5%
国たばこ特別税	16.40 円	2.8%
消費税	52.72 円	9.1%
計	357.6 円	61.7%

おねがい

たばこは市内で買しましょう

市においては、人口減少等により歳入の大幅増収が見込めない一方で、地域社会の維持や活性化、防災・減災対策の推進、社会保障関係費の増加等による歳出が増加するなど、厳しい財政状況にあります。市たばこ税は、毎年20億～21億円程度、市税収入の約5%を占める安定的で貴重な財源として、教育や福祉、産業振興など、様々な行政サービスの財源として活用されています。

たばこは市内で購入していただきますよう、ご協力をお願いします。

※たばこの吸いすぎや喫煙マナーにはご注意ください。

09

入湯税

【根拠となる法令】

地方税法第701条、市税条例第166条

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防設備その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるための目的税です。

1 入湯税を納める方

鉱泉浴場を利用する入湯客

2 税率

入湯客 1 人 1 日 150 円

3 課税されない方

(1) 年齢12歳未満の人

(2) 共同浴場（※1）または一般公衆浴場（銭湯）（※2）に入湯する方

(3) 日帰り客の利用に供されるその他の浴場で、その入場料金が1,000円以下のものに入浴する方

※1 共同浴場…温泉地に存在する地元の人々が管理する温泉を利用した浴場

※2 一般公衆浴場（銭湯）…地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設

4 申告と納税

鉱泉浴場を経営されている方が特別徴収義務者として、特別徴収の方法により、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに、前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した納入申告書を提出するとともに、その申告した税額を納入していただくことになっています。



10

市税等の納付

1 市税等の納期限

市税等の納期限は次のとおりです。納期限が休日、祝日に当たる場合は翌営業日が納期限となります。

月 税目	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
市県民税・ 森林環境税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税・ 都市計画税	1期			2期		3期			4期			
軽自動車税 (種別割)		全期										
国民健康 保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
市県民税 (特別徴収)	徴収した月の翌月 10 日											
法人市民税	・ 中間（予定）申告分…事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内 ・ 確定申告分…事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内											
市たばこ税	売り渡した月の翌月末日											
入湯税	徴収した月の翌月 15 日											

2 市税等を納める方法

■納付書で納める場合

- ① 収税課、会計課、赤塚出張所、常澄出張所、内原出張所
- ② 市民センターの一部…緑岡、吉田、酒門、上大野、渡里、柳河、飯富、国田
※水・金曜日の8:30～14:00に限り、山根、大場、稻荷第二、下大野でも取扱います。
- ③ 指定金融機関、収納代理金融機関 ※金融機関名は納付書に記載（一部を除く）
- ④ ゆうちょ銀行及び郵便局（納期限内に限りです）
- ⑤ コンビニエンスストア（納期限内で 1 件 30 万円以下に限りです）※取扱店は納付書に記載
- ⑥ QRコードによる納付

納付書の表面に QR コードが印刷されている場合は、上記のほか、次の方法でも納付が可能です。

- ・ 全国に対応する金融機関窓口
- ・ 各種スマートフォン決済アプリ
- ・ 地方税お支払サイト

※スマートフォン決済アプリ及び地方税お支払サイトの詳細は次ページをご覧ください。

■利用方法① スマートフォン決済アプリ

スマートフォン決済アプリを利用し、納付書に印刷されている QR コードを読み取ることで納付できます。

▼ステップ1

スマートフォン決済アプリを起動

▼ステップ2

各納付書に印刷されている QR コードを読み取り

▼ステップ3

納付金額を確認し決済 ⇒ **納付完了**

※現在対応しているアプリの情報は、次の「地方税お支払サイト」を確認してください。また、アプリごとに納付できる限度額が設定されています。限度額を超える納付はできません。

■利用方法② 地方税お支払サイト

パソコンやスマートフォンから、全国の地方自治体へインターネット上で納付ができる Web サイトです。地方税お支払サイトでは、納付書に印刷されている QR コードを利用し、次の方法で納付できます。

- ・クレジットカード(右表の決済手数料が別途かかります)
- ・インターネットバンキング
- ・ダイレクト方式(口座振替)
- ・ページ番号発行

▼ステップ1

地方税お支払サイトに接続

▼ステップ2

各納付書に印刷されている QR コード読み取り

もしくは eL 番号入力

※地方税お支払サイトから読み取り画面へ

【eL 番号入力例】QR コードが印刷されている納付書にのみ記載されています。

eL 番号：08201-12345678901234567890-123456-123 の場合
①収納機関番号 ②納付番号 ③確認番号 ④納付区分

▼ステップ3

支払方法を選択し各方法により決済 ⇒ **納付完了**

【注意事項】

- ・全期の納付書は、QR コードを利用した納付に対応していません。各期別の納付書に印刷されている QR コードを全て読み取ることで、全額納付することができます。
- ・スマートフォン決済アプリ及び地方税お支払サイトで納付した場合は、領収証書は発行されません。
- ・期別(納付書)ごとに手続が必要です。口座振替と違い、一度納付手続を行っても、以降の期別は自動引落としになりません。
- ・納付書に QR コードが印刷されていない場合は、上記の納付方法は利用できません。
- ・クレジットカードで納付できる金額は1,000万円未満です。また、限度額を超える納付はできません。
- ・納期限までに納付されず、延滞金が増加された場合は、延滞金を納付するための納付書が後日送付される場合があります。

【クレジットカード決済手数料】

納付額	手数料(税抜)
1円～10,000円	37円
10,001円～20,000円	112円
20,001円～30,000円	187円
30,001円～40,000円	262円
以降、納付額が10,000円増えるごとに75円(税抜)が加算されます。	



■地方税お支払サイトへの接続方法

右の QR コードを読み取ると、「地方税お支払サイト」に接続できます。読み取れない場合は、次の URL を直接入力してください。



<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

※具体的な納付方法は、地方税お支払サイトをご覧ください。

QR コードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

■口座振替によって納める場合

口座振替とは、あらかじめ、あなた（納税義務者）の指定した預貯金口座から自動的に市税等を振り替えて納めていただく方法です。一度手続きすると翌年度以降も継続されますが、次の場合は再度申込みが必要です。

- ・固定資産税・都市計画税：資産の所有者等が変わった場合（相続・贈与・持ち分の変更など）
- ・国民健康保険税：世帯主が変わった場合
- ・軽自動車税（種別割）：納税義務者が変わった場合

口座振替のできる市税	市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税
振替方法	期別ごとの振替、全期分の一括振替
振替日	納期限の日（全期分の一括振替は第1期の納期限の日）
領収済通知書	発行しません

【取扱金融機関】金融機関の名称は、統廃合等により変更になる場合があります。

○すべての方法で申込可能
・常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・茨城県信用組合・水戸農業協同組合・ゆうちょ銀行
○オンラインまたは金融機関でのみ申込可能
・東邦銀行・足利銀行・福島銀行・東日本銀行・中央労働金庫・横浜幸銀信用組合（水戸支店）
○金融機関でのみ申込可能
・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・茨城県信用農業協同組合連合・ハナ信用組合（水戸支店）

【申込方法】

	オンライン（Web 口座振替受付）	市役所（ペイジー口座振替受付）	金融機関
お持ち物	・口座情報が分かるもの ・メールアドレス ・お問合せ番号が分かるもの（納税通知書または納付書）	・金融機関のキャッシュカード ・お問合せ番号が分かるもの（納税通知書または納付書）	・預貯金通帳 ・届出印 ・お問合せ番号が分かるもの（納税通知書または納付書）
振替開始	毎月10日までの申込みで月末からの振替となります。	毎月10日（土日・祝日の場合、前開庁日）までの申込みで月末からの振替となります。	水戸市から「口座振替開始のお知らせ」を送付しますので、ご確認ください。
その他	・システムメンテナンス等のため、一時的に利用できない時間があります。 ・申込みは水戸市ホームページまたはこちらから 	収税課窓口での申込みになります。ただし、国民健康保険税については、収税課及び国保年金課窓口にて申込みできます。	申込書は水戸市内の金融機関窓口にあります。市外の金融機関窓口で申込みされる場合は、収税課までご連絡ください。

※当初納税通知書が届いてからのお申込みの場合、その年度の最初の期別は振替にできない場合があります。

※法人名義の口座は、金融機関でのみ申込みができます。

3 市税等を納めすぎたとき

何らかの理由で、市税等を納めすぎてしまったときは、収税課で確認した上で通知し、納めすぎた税額をお返しします。お返しするまでには日数がかかりますのでご了承ください。

4 納付が困難なとき

税金は、納期限内に納めなければなりません。納税者に特別な事情がある場合には、次のような措置があります。

■減免

- ①地震、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた場合
- ②貧困により生活のため公私の扶助を受ける場合
- ③障害者またはその家族が障害者のために使用する場合（軽自動車税（種別割））
- ④公益のために使用する場合（固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割））
- ⑤その他特別な事情がある場合、公益上の必要があると認められる者など、申請に基づいて市長が認めたとき

※減免の申請は納期限までとなります。

■納税の猶予

これらに該当する事実により、一時に納付することができない場合には、申請に基づいて1年以内に限り徴収を猶予し、納める税額を分割して納めることができます。

- ①納税者の財産が災害や盗難にあったとき
- ②納税者または納税者と生計を一にする親族が病気にかかった、または負傷したとき
- ③事業を廃止または休止したとき
- ④事業について著しい損失を受けたとき

5 市税等を滞納すると

定められた納期限内までに納付がないと滞納となり、督促状により納税を促すことになります。（地方税法第329条、335条、371条、463条の25、485条、702条の8、726条）滞納状態が続くと、差押等の滞納処分を受けることになります。また、納付の際には延滞金をあわせて納付しなければなりません。

■延滞金

納期限までに納付がない場合、税額に対し納期限の翌日から年8.7%（納期限の翌日から1か月を経過するまでは年2.4%）の割合で延滞金を納付しなければなりません。（現行の延滞金の割合は、令和7年1月1日から適用で、毎年1月1日に見直しがあります）

■滞納処分

滞納になると、文書や電話等により納税催告を行うことになります。催告後一定期間を経過しても、納付意思を示さない方に対しては、税負担の公平、公正を確保するために財産を差押えすることになります。差押になると、差押財産に法律上または事実上の処分禁止や、取引銀行等からの融資に制限を受けることがあります。さらには、差押財産を公売し、その売却代金を滞納額に充当することとなります。（地方税法第331条、335条、373条、463条の27、485条の3、702条の8、728条）

市税に関して 不服のあるときは

【根拠となる法令】地方税法第19条、行政不服審査法第2条

1 審査請求

市税の課税や滞納処分の決定に関して不服のある場合は、文書により市長に対し審査請求をすることができます。審査請求の期限は、次のとおりです。ただし、請求理由によってはこの期間より短い場合があります。

処分	請求期間
市税の賦課決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
不動産等の差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内

※平成28年3月31日以前にされた処分についての異議申立てはそれぞれ60日以内

2 固定資産評価審査委員会に対する審査申し出

固定資産課税台帳の登録価格（評価額）に不服がある場合には、固定資産評価審査委員会に対し、審査の申し出をすることができます。

審査の申し出をすることができる者	固定資産税の納税者に限られています。
審査の申し出をすることができる事項	固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に限られます。なお、税額については、固定資産課税台帳に記載される事項ではないので、審査の申し出の対象となりません。
審査の申し出をすることができる期間	固定資産課税台帳に固定資産の価格等のすべてを登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間に、文書により審査の申し出をすることができます。なお、縦覧に供した日以後に価格の決定または修正があった場合は、その通知を受けた日から3か月以内に審査の申し出をすることができます。
審査の申し出の方法	審査の申し出は、審査申出書を水戸市固定資産評価審査委員会に提出（郵送可）して行います。審査申出書の用紙は、水戸市固定資産評価審査委員会（市民税課内 内線 1571）に備えてあります。

くわしく 固定資産評価審査委員会とは

水戸市の納税義務者や固定資産の評価について学識経験を有する者等の中から、市議会の同意を得て市長が選任した3人の委員で構成される組織で、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査します（地方税法第423条、市税条例第106条）。

市税等についてのお問合せ先

水戸市役所 〒310-8610 水戸市中央1-4-1 代表番号029-224-1111

お問合せ内容	担当課	係	内線
個人市県民税（普通徴収）	市民税課	市民税第1係	1591 1592 1593 1594
個人市県民税（特別徴収）		市民税第2係	1611 1612 1613
法人市民税		諸税係	1581 1582
軽自動車税			
市たばこ税			
入湯税			
市県民税課税証明、所得証明			
土地に係る固定資産税、都市計画税	資産税課	土地評価係 ・ 土地調査係	1631 1632 1641 1642
家屋に係る固定資産税、都市計画税		家屋第1・2係	1651 1652 1661 1662
償却資産に係る固定資産税		償却資産係	1671 1672
固定資産税に関する証明		資産税係	1624 1625
納税相談（市税、国民健康保険税）、 徴収猶予、滞納整理、差押、公売	収税課	整理第1係	1721 1722 1723
		整理第2係	1731 1732 1733
		整理第3係	1741 1742 1743
		整理第4係	1751 1752 1753
市税の納税証明、口座振替、還付		管理係	1715 1716
国民健康保険の加入・脱退、 国民健康保険税	国保年金課	国保税係	2791 2792 2793 2794

令和 7 年度

市 税 の し お り

発行：令和 7 年 8 月

編集：水戸市財務部税務事務所

市民税課 資産税課 収税課



みとちゃん